

平成26年11月10日

各都道府県協議会
燃油価格高騰緊急対策担当者各位

(一社) 日本施設園芸協会

支援対象者における3戸以上の要件を満たさなくなる場合の取り
扱いについて(リース導入支援事業)

標記の件につきまして、農林水産省の指導により、別添のとおり定めま
したので対応方よろしくお願い申し上げます。

支援対象者における3戸以上の要件を満たさなくなる場合の取り扱いについて（リース導入支援事業）

（一社）日本施設園芸協会

1、支援対象者の要件について

要領第3の2（日本施設園芸協会要領第7条（2）及び業務方法書第5条（2））に、本対策の支援対象者の要件である「事業参加者等が3戸以上であること。事業開始後にやむを得ず3戸に満たなくなった場合には、新たに参加者を募ること等により、3戸以上となるよう努めること。」とされている。

2、支援対象者に参画する者が3戸に満たなくなった場合の対応

3戸未満になった支援対象者に参画する※1リース事業実施主体は省エネ推進計画を引き続き取り組み、事業参加者等が3戸以上となるよう新たな事業参加者等を募ること。

なお、

（1）本対策を中止するリース事業実施主体（※2）は、リース契約変更届けを提出（※3）すること。

（2）本対策を中止するリース事業実施主体は、新たな参加者を得ることが出来ず本対策の事業を中止する場合は、補助金返還を要する（※4）ため、本対策を中止するリース事業実施主体は都道府県協議会に相談すること。なお、都道府県協議会は日本施設園芸協会に相談すること。

（3）新たな事業参加者等は本対策の事業を中止したリース事業実施主体の取り組み（リース導入支援事業）を引き継ぐこと。（※5）（詳細は3を参照）

※1 3戸未満になった支援対象者に参画する事業参加者等は本対策の事業を中止しない限り、補助金返還の対象とはならない。

※2 本対策の中止に関する規定

①日本施設園芸協会要領第2節第18条2（3）及び業務方法書第11条2（3）

②業務方法書第14条2

※3 リース契約変更届けに関する規定

③日本施設園芸協会要領第2節第18条2（1）

④業務方法書第11条2（1）

※4 補助金返還は本対策の事業を中止したリース事業実施主体が対象。

本対策の事業を中止するリース事業実施主体がいる場合、新たに参加する事業参加者等が本対策で中止する事業の取り組みを引き継ぐことが可能であれば、業務方法書「第14条2のイのリース事業実施主体又は設置場所の変更」に該当し、事業を中止したリース事業実施主体は原則補助金返還はない。

※5 リース事業実施主体の変更を行う場合の規定、業務方法書「第14条2のイのリース事業実施主体又は設置場所の変更」、本対策の事業を中止した事業参加者等の取り組み（リース支援事業）を引き継ぐこと（3戸以上であっても同様。）。

3、新たな参加者へ事業を引き継ぐ際の留意点

リース導入支援事業を引き継ぐ事業参加者等は、支援対象者に参加すること、省エネ推進計画を実施すること及び事業を中止したリース事業実施主体のリース契約の内容を引き継ぐこと。(※5)

- (1) 引き継ぐリース契約が計画承認後かつ事業着手前であれば(リース事業者の了解が得られる場合)交付決定額の範囲内でリース契約の内容(導入する省エネ設備等)を変更することが可能。
- (2) 事業着手後は設備変更が不可能であることから、導入されている設備を引き継ぐこと。
- (3) リース契約の名義、リース内容、設置場所等の変更を行う場合はリース契約変更届けを提出すること(設置場所を変える場合の経費は補助対象外。)

※6 リース契約変更届けに関する規定

- ⑤日本施設園芸協会要領第2節第18条2(1)
- ⑥業務方法書第11条2(1))
- ⑦業務方法書第14条2

事業中止等に関する規定（日本施設園芸協会要領等及び業務方法書【抜粋】）

1、事業中止等に関する規定

- ①日本施設園芸協会要領第2節第18条2（3）及び業務方法書第11条2（3）
「リース事業実施主体のうち受益農家とリース事業者のいずれかが、次に掲げる項目のいずれかに該当する場合には、既に交付された補助金の全部又は一部を返還するものとする。
なお、事業実施者が当該リース事業実施主体に正当な理由があると認めるときはこの限りでない。」
ア リース契約を解約又は解除したとき。
イ リース期間中に経営を中止したとき。
以下略
- ②業務方法書第14条2
「前項の交付決定後に次に掲げる重要な変更を行う場合には、リース事業実施主体はあらかじめ前項に準じて協議会の承認を受けなければならない。」
ア 事業の中止又は廃止
以下略
- ③日本施設園芸協会要領第2節第18条2（1）
「リース期間中にリース契約の記載内容を変更した場合、参考様式第①号により、支援対象者経由で事業実施者に対してリース契約の変更を届け出るものとする。」
- ④業務方法書第11条2（1）
「リース期間中にリース契約の記載内容を変更した場合、別紙様式4号により、協議会に

※ 本対策の事業を中止した事業参加者等はリース契約変更届けにより、都道府県協議会に重要な変更申請を行うこと。

- ⑤日本施設園芸協会要領第2節第18条2（1）
「リース期間中にリース契約の記載内容を変更した場合、参考様式第①号により、支援対象者経由で事業実施者に対してリース契約の変更を届け出るものとする。」
- ⑥業務方法書第11条2（1）
「リース期間中にリース契約の記載内容を変更した場合、別紙様式4号により、協議会に対してリース契約の変更を届け出るものとする。」
- ⑦業務方法書第14条2
「前項の交付決定後に次に掲げる重要な変更を行う場合には、リース事業実施主体はあらかじめ前項に準じて協議会の承認を受けなければならない。」
ア 略
イ リース事業実施主体又は設置場所の変更
以下略

2、リース契約の変更に関する規定

※ リース導入支援事業を引き継ぐ事業参加者等はリース契約変更届けにより、都道府県協議会に重要な変更申請を行うこと。

燃油価格高騰緊急対策の事務手続きについて【平成 26 事業年度版】（抜粋）

V その他留意事項

1 重要な変更の手続きについて

・支援対象者や協議会が、事業実施計画の承認後、又は、交付決定を受けた後に、事業主体要領等に定める重要な変更を行おうとする場合は、予め以下の手続きが必要であるので留意すること。

(1) 事業実施計画等の重要な変更

(※) 事業実施計画の重要な変更の手続きは、交付決定の前・後ともに必要。交付決定後に重要な変更を行おうとする場合、(2)の交付決定の変更の手続きとともに、事業実施計画の変更の手続きも必要となることに留意。

○ 支援対象者が協議会に行う、事業実施計画の重要な変更

(ア) 支援対象者は、協議会から承認を受けた事業実施計画及び省エネルギー推進計画について、次に掲げる変更を行おうとする場合は、予め、協議会に対して変更の申請を行い承認を受けることが必要。

<重要な変更> (協議会業法第 6 条第 5 項)

①事業の新設、中止又は廃止

(ここでいう「事業」は、リース事業は各リース事業実施主体単位、セーフティネット事業は支援対象者単位を指す。なお、「新設」は、事業主体が事業年度の途中に追加募集を行う場合など特別な場合に限られる。)

②省エネルギー推進計画の燃油使用量の削減目標の変更

③支援対象者の変更

④事業費又は事業量の 3 割を超える増減

(事業費は、リース事業の各リース事業実施主体単位の事業費を指す(セーフティネットは該当無し。)。事業量は、セーフティネット事業の燃油補填金積立予定額の合計額を指す(リース事業は該当無し。))

⑤リース事業については下記(2)の(ア)の各項目

※ 下記(2)の(ア)の各項目

①事業の中止又は廃止

②リース事業実施主体又は設置場所の変更

③事業実施期間の大幅な変更(2ヶ月を超えるもの)

④事業量の 30%を超える増減

⑤事業費の 30%を超える増又は協議会からの補助金の増

⑥事業費又は協議会からの補助金の 30%を超える減

- 協議会が日本施設園芸協会に行う、事業実施計画の重要な変更
 - (イ) 協議会は、事業主体から承認を受けた事業実施計画について、次に掲げる変更を行おうとする場合は、予め、事業主体に対して変更の申請を行い承認を受けることが必要。
 - <重要な変更> (事業主体要領第9条第5項)
 - ①事業の新設、中止又は廃止
 - (ここでいう「事業」は、協議会単位でのリース事業、セーフティネット事業又は推進事業を指す(支援対象者単位ではなく、協議会単位)。なお、「新設」は、事業主体が事業年度の途中に追加募集を行う場合など特別な場合に限られる。)
 - ②施設園芸の省エネルギーに関する目標の変更
 - ③事業実施者の変更
 - ④事業費又は事業量の3割を超える増減
 - (事業費は、協議会単位でのリース事業又は推進事業の事業費を指す(セーフティネットは該当無し。)。事業量は、協議会単位でのセーフティネット事業の燃油補填金積立予定額の合計額を指す(リース事業、推進事業は該当無し。)。)
 - ⑤補助金の増額又は3割を超える減額を伴う変更
 - (協議会の補助金の合計額ではなく、リース事業、セーフティネット事業、推進事業のそれぞれの事業ごとの補助金の額を指す。)
- リース事業実施主体が支援対象者経由で協議会に行う、交付決定後の重要な変更
 - (2) 交付決定の重要な変更
 - (ア) 支援対象者のうちリース事業実施主体は、協議会からリース事業の交付決定を受けた後に、次に掲げる変更を行おうとする場合は、予め、協議会に対して変更の交付申請を行い承認を受けることが必要。
 - <重要な変更> (協議会業法第14条第2項)
 - ①事業の中止又は廃止
 - ※ 重要な変更の申請を行うとともにリース契約変更届を提出。
 - ②リース事業実施主体又は設置場所の変更
 - ※ 重要な変更の申請を行うとともにリース契約変更届を提出。
 - ③事業実施期間の大幅な変更 (2ヶ月を超えるもの)
 - ④事業量の30%を超える増減
 - ⑤事業費の30%を超える増又は協議会からの補助金の増
 - ⑥事業費又は協議会からの補助金の30%を超える減

- 協議会から日本施設園芸協会に行う、交付決定後の重要な変更
- (イ) 協議会は、事業主体から本対策（リース事業、セーフティネット事業又は推進事業）の交付決定を受けた後に、次に掲げる変更を行おうとする場合は、予め、事業主体に対して変更の交付申請を行い承認を受けることが必要。
- <重要な変更> (事業主体要領第10条第2項)
- ①事業の新設、中止又は廃止
(ここでいう「事業」は、協議会単位でのリース事業、セーフティネット事業又は推進事業を指す(支援対象者単位ではなく、協議会単位)。なお、「新設」は、事業主体が事業年度の途中に追加募集を行う場合など特別な場合に限られる。)
- ②事業費の30%を超える増又は事業主体からの補助金の増
(事業費は、協議会単位でのリース事業又は推進事業の事業費を指す(セーフティネットは該当無し。)。補助金は、協議会の補助金の合計額ではなく、リース事業、セーフティネット事業、推進事業のそれぞれの事業ごとの補助金の額を指す。)
- ③事業費又は事業主体からの補助金の30%を超える減
(②の考え方と同じ。)